

プライバシーマーク制度に関する J I P D E C ヒアリング結果の概要

○ 実施日 : 平成 26 年 5 月 30 日

○ 対象機関 : 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (J I P D E C)

1. P マーク付与状況

P マーク付与事業者数は、平成25年度末までの累計で17,905社となっている。消費者や取引先への自社の適切な個人情報の取扱いに係る安全性の訴求がPマーク取得の主な目的となっている。なお、取引上の必要性等から、従業員3～4名の家族経営事業者なども取得している場合がある。自治体も発注入札条件としていところが増えているが、「プライバシーマーク」という固有名称ではなく、JIS Q 15001:2006 (日本工業規格) 適合者を要件とする形をとっているところもある。

2. 申請要件

- ・ JIS Q 15001:2006 (日本工業規格) に準拠した個人情報保護マネジメントシステム (PMS) を構築していること
- ・ PMS に基づき個人情報の適切な取扱いが実施されていること
- ・ 欠格事項※に該当しない事業者であること

※ 欠格事項 : 「個人情報の保護に関する法律」の規定により刑に処せられ2年を経過しない者、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に関して指定暴力団の構成員である者が役員にいる場合、インターネット異性紹介事業者のうち一定の要件を満たさない者 等

3. 審査項目

別紙 1 (パワーポイント) を参照

4. 審査の方法

- ① 文書審査 (PMS に関する社内規程・手順等は、JIS Q 15001 の要求事項に適合しているのかを審査)
- ② 現地審査
 - ・ 自らが定めた規程・手順等が適切に運用されているかを、ヒアリング内容 (代表者及びPMS担当者等) 及び記録類 (計画・教育・点検・監査等) で確認する。また、個人情報の取扱い安全管理措置状況の確認を現地審査で行う。
 - ・ 審査員 2 人 1 組で申請者の事務所で審査 (所要 1 日 (小規模事業所は 5 時間、大規模事業所は 8 時間。時間の関係上、サンプリング審査形式。))
 - ・ 申請者の PMS 状況に不備があれば、申請者に指摘し、期限を定めて改善を求める。申請者が全ての指摘事項を改善するまで、審査継続。
 - ・ 不備な点を指摘するが、改善方法などコンサルタント的な助言は一切行わない。
- ③ 審査会
 - ・ 申請者が全ての指摘事項を改善したことを確認した後、審査員が審査報告書を作成し、審査会 (過半数が外部有識者で構成) に提出。

5. 審査に要する期間

申請者のPMSレベルによるが申請からマーク付与まで4か月～8か月程度を要する。

6. 料金

別紙2（パワーポイント）を参照

7. 個人情報の取扱いに関する事故等への対応

- ・ 「プライバシーマーク付与に関する規約」により、個人情報の取扱いに関する事故等の報告を付与事業者に義務づけており、被害を受けた当事者からの相談窓口も設置している。
- ・ 事故等の内容を、漏洩、紛失、不正使用、故意・過失など類型化・点数化し、点数に応じて、① 付与の取消、② 付与の一時停止、③ 勧告文書発行、④ 注意文書発行、⑤ 措置なしのいずれかで対応している。

8. Pマーク付与希望者への支援

PMS構築相談室を設置し、Pマーク付与希望者に対して、ベテラン審査員が無料で相談に応じている。（1回当たり2時間。但しコンサルタント的な相談は行わない。）

9. ISMS適合性評価制度との比較

- ・ ISMSは、個人情報だけではなく、全ての情報資産を対象にできる（申請者が保護する対象及び管理方法を決定し、それらが審査対象となる。）。
- ・ ISMSでは、再認証審査は3年更新であり、その間はサーベイランス審査が実施される。審査は組織単位も可能（Pマークは法人単位のみ）。
- ・ 事業者の方針により、ISMSとプライバシーマーク両方を取得している場合がある。

JIS Q 15001:2006の要求事項

別紙1

項番	内容	項番	内容
PLAN(計画)		3.4.3	適正管理
3.1	一般要求事項	3.4.4	個人情報に関する本人の権利
3.2	個人情報保護方針	3.4.5	教育
3.3	計画	3.5	個人情報保護マネジメントシステム文書
3.3.1	個人情報の特定	3.5.1	文書の範囲
3.3.2	法令、国が定める指針その他の規範	3.5.2	文書管理
3.3.3	リスクなどの認識、分析及び対策	3.5.3	記録の管理
3.3.4	資源、役割、責任及び権限	3.6	苦情及び相談への対応
3.3.5	内部規程	CHECK(点検)	
3.3.6	計画書	3.7	点検
3.3.7	緊急事態への準備	3.7.1	運用の確認
DO(実施)		3.7.2	監査
3.4	実施及び運用	3.8	是正処置及び予防処置
3.4.1	運用手順	ACT(見直し)	
3.4.2	取得、利用及び提供に関する原則	3.9	事業者の代表者による見直し

プライバシーマーク料金表

単位:円(消費税8%込)

事業者規模	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429
審査料	205,715	462,857	977,142	123,428	308,572	668,571
付与登録料	51,429	102,858	205,715	51,429	102,858	205,715
合計	308,573	617,144	1,234,286	226,286	462,859	925,715

※Pマーク付与の有効期間は2年間であり、上表の費用が2年毎に発生する。

※現地審査に係る宿泊費、旅費、移動に係る費用はJIPDEC又は審査機関の規程により別途請求される。

事業者規模区分

業種分類	資本金の額又は出資の総額 従業者数	小規模	中規模	大規模
製造業・ その他	資本金の額又は出資の総額	2～20人	3億円以下 又は 21～300人	3億円超 かつ 301人～
	従業者数			
卸売業	資本金の額又は出資の総額	2～5人	1億円以下 又は 6～100人	1億円超 かつ 101人～
	従業者数			
小売業	資本金の額又は出資の総額	2～5人	5千万円以下 又は 6～50人	5千万円超 かつ 51人～
	従業者数			
サービス 業	資本金の額又は出資の総額	2～5人	5千万円以下 又は 6～100人	5千万円超 かつ 101人～
	従業者数			